

国土交通省防災業務計画の修正について

【国土交通省防災業務計画の概要】

- ◇災害対策基本法第36条第1項の規定に基づき、指定行政機関として作成
- ◇中央防災会議の防災基本計画を基本とする
- ◇災害の種別ごとに、具体的対策を、予防、応急対策、復旧・復興の段階に応じて記載

【経緯】

- ◇平成14年5月に旧省庁の防災業務計画を統合し、国土交通省としての防災業務計画を策定
- ◇平成16年6月に、防災基本計画の修正及び東南海・南海地震防災対策推進基本計画の策定等を受けて修正

【今回の修正の契機】

- ◇**防災基本計画の修正**（平成17年7月26日）
- ◇**日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の策定**（平成18年3月31日）

【今回の修正のポイント】

- ◇**防災基本計画の修正を踏まえた修正**
 - 自助・共助・公助バランスの取れた地域防災力の再構築
 - 地域における防災教育の支援
 - 災害時要援護者への情報伝達への配慮 等
- ◇**日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の作成**
- ◇**その他施策の進展を踏まえた修正**
 - 水防法、土砂法、宅地造成等規正法等の改正、業務継続 等